

高知県漁業就業支援事業費補助金交付要綱新旧対照表

改正後				現行			
第1～13条 (略)				第1～13条 (略)			
<p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この要綱は、令和5年2月9日から施行し、改正後の別表第1の6の項及び同表備考の規定は、平成31年4月1日から適用する。</u></p>				<p><u>(追加)</u></p>			
別表第1 (第3条関係)				別表第1 (第3条関係)			
補助対象一覧表				補助対象一覧表			
事業区分	事業内容	補助対象経費	補助率等	事業区分	事業内容	補助対象経費	補助率等
1～5略	1～5略	1～5略	1～5略	1～5略	1～5略	1～5略	1～5略
6 高知県漁業就業支援センター運営事業	一般社団法人高知県漁業就業支援センターの運営・管理に対する支援の実施	人件費(契約・正職員の給与及び社会保険等の事業主負担分、労災保険料(出向職員))、旅費、消耗品費、パソコン購入料、ホームページ運用保守費、通信運搬費、公用車リース料、燃料費、駐車場借上料、印刷製本費、広告費、会議費、管理システム費、事務所備品費、自動車任意保険、税理士契約料、社労士契約料及び漁船アドバイザー委嘱料等 <u>(削除)</u>	補助率： 補助対象経費の10分の10以内	6 高知県漁業就業支援センター運営事業	一般社団法人高知県漁業就業支援センターの運営・管理に対する支援の実施	人件費(契約・正職員の給与及び社会保険等の事業主負担分、労災保険料(出向職員))、旅費、消耗品費、パソコン購入料、ホームページ運用保守費、通信運搬費、公用車リース料、燃料費、駐車場借上料、印刷製本費、広告費、会議費、管理システム費、事務所備品費、自動車任意保険、税理士契約料、社労士契約料及び漁船アドバイザー委嘱料等 <u>※漁船リース事業の運営・管理に係る費用を除く。</u>	補助率： 補助対象経費の10分の10以内
7 略				7 略			
<u>備考 高知県漁業就業支援センターに直接国庫補助金が交付された補助対象経費を除く。</u>							